

廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示 新旧対照条文

○廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十七年九月環境省告示第九十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1.・第2. (略)</p> <p>第3. 許可申請書の記載に当たっての留意事項</p> <p>1 申請者の記載に当たっての留意事項</p> <p>法第10条の6第1項の廃棄物の海洋投入処分をしようとする者（以下「許可申請者」という。）は、当該廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）とする。ただし、一般水底土砂にあつては、港湾又は漁港のしゅんせつその他の一般水底土砂の発生する事業の実施主体が許可申請者となるものとし、<u>建設汚泥にあつては、建設汚泥の発生する事業の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）が許可申請者となるものとする。</u></p> <p>なお、複数の排出事業者が排出する廃棄物が集められ海洋投入処分をされる場合にあつては、当該複数の排出事業者の全員が、当該集められ海洋投入処分をされる廃棄物に係る一の許可申請の許可申請者となるものとする。</p> <p>また、代理人による許可申請の場合にあつては、許可申</p>	<p>第1.・第2. (略)</p> <p>第3. 許可申請書の記載に当たっての留意事項</p> <p>1 申請者の記載に当たっての留意事項</p> <p>法第10条の6第1項の廃棄物の海洋投入処分をしようとする者（以下「許可申請者」という。）は、当該廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）とする。ただし、一般水底土砂にあつては、港湾又は漁港のしゅんせつその他の一般水底土砂の発生する事業の実施主体が許可申請者となるものとし、<u>廃棄物が中間処理された後に海洋投入処分をされる場合にあつては、当該中間処理を行う中間処理業者が許可申請者となるものとする。</u></p> <p>なお、複数の排出事業者が排出する廃棄物が集められ海洋投入処分をされる場合にあつては、当該複数の排出事業者の全員が、当該集められ海洋投入処分をされる廃棄物に係る一の許可申請の許可申請者となるものとする。</p> <p>また、代理人による許可申請の場合にあつては、許可申</p>

請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあつては、申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。

2～4 (略)

第4. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

- 1 廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載に当たっての留意事項
当該書類には、許可申請に係る海洋投入処分がやむを得ないものであることを明らかにするため、廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 赤泥、建設汚泥及び有機性汚泥等

1) 廃棄物の発生から海洋投入処分に至る過程の概要

廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物の海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。

請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあつては、申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。

2～4 (略)

第4. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

- 1 廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載に当たっての留意事項
当該書類には、許可申請に係る海洋投入処分がやむを得ないものであることを明らかにするため、廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 赤泥、建設汚泥及び有機性汚泥等

1) 廃棄物の発生から海洋投入処分に至る過程の概要

廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物の海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。

なお、中間処理をされるものにあつては、中間処理施設に受け入れる廃棄物の発生源又は発生地をできる限り明らかにするとともに、当該中間処理施設において行われる中間処理の内容その他当該中間処理施設に

2) 廃棄物の発生量の削減に関する取組（家畜ふん尿を除く。）

廃棄物の発生量を削減するため取り組んでいる事項又は海洋投入処分期間において取り組むこととしている事項について記載するものとする。また、当該取組により廃棄物の発生量の削減に及ぼす効果についても記載するものとする。国内外において実用化されている廃棄物の発生量の削減に関する技術（以下「発生削減技術」という。）又は海洋投入処分期間において実用化が見込まれる発生削減技術がある場合において、これらを採用することができない場合は、その理由についても記載するものとする。

3)・4) (略)

(2) (略)

2 (略)

第5. 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する留意事項

1 監視項目に係る監視の方法について

(1) (略)

(2) 建設汚泥

1)

① (略)

おける廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。

2) 廃棄物の発生量の削減に関する取組（中間処理をされるもの及び家畜ふん尿を除く。）

廃棄物の発生量を削減するため取り組んでいる事項又は海洋投入処分期間において取り組むこととしている事項について記載するものとする。また、当該取組により廃棄物の発生量の削減に及ぼす効果についても記載するものとする。国内外において実用化されている廃棄物の発生量の削減に関する技術（以下「発生削減技術」という。）又は海洋投入処分期間において実用化が見込まれる発生削減技術がある場合において、これらを採用することができない場合は、その理由についても記載するものとする。

3)・4) (略)

(2) (略)

2 (略)

第5. 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する留意事項

1 監視項目に係る監視の方法について

(1) (略)

(2) 建設汚泥

1)

① (略)

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあっては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

2) (略)

(3)・(4) (略)

2 監視の頻度について

監視の頻度については、廃棄物の種類ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 赤泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① (略)

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

許可の有効期間において、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、定期的に確認するものとする。

2) (略)

(3)・(4) (略)

2 監視の頻度について

監視の頻度については、廃棄物の種類ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 赤泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① (略)

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

許可の有効期間において、1年に1回（許可の有効期間が1年に満たない場合は、当該許可の有効期間において1回）の頻度で1に定めるところにより確認するものとする。

間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程)を確認の上、変化が見込まれる場合にあつてはその都度、変化が見込まれない場合にあつては1年に1回の頻度で、1に定めるところにより確認するものとする。

2) (略)

(2) 建設汚泥

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① (略)

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

許可の有効期間において、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程(中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程)を確認の上、変化が見込まれる場合にあつてはその都度、変化が見込まれない場合にあつては1月に1回の頻度で、1に定めるところにより確認するものとする。

2) (略)

第6. (略)

2) (略)

(2) 建設汚泥

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① (略)

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

許可の有効期間において、1月に1回の頻度で海洋投入処分をしようとする廃棄物の判定基準への適合状況について確認をするものとする。

2) (略)

第6. (略)

